

「草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準」の改正に向けて

今回のポイント

改正ポイント1

立地の要件について、草津市企業立地促進条例および同規則にかかる分野の産業に限定しないこととする。

改正ポイント2

建築物等の用途の制限について、準工業地域に加え、工業地域の範囲内を含めることとする。

改正ポイント3

区域の面積について、一団の土地で1ha以上の面積が確保できない場合は、市長が周辺の土地利用の状況等を勘案し支障ないと判断する場合、最低面積を0.5ha以上とする。

改正ポイント4

道路要件について、有効幅員9m以上の道路については、既設の道路とし、地区計画の策定に伴う新設または拡幅は認めない旨を明記する。

改正ポイント5

対象地域について、県運用方針を準用して「市街化区域(工業地域および工業専用地域は除く。)に隣接せず」を追記する。など